

組合員の皆様へ

総合ポイント制度に係る復興特別所得税の取扱いについて

平成 23 年(2011 年)11 月 30 日に成立した「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成 25 年(2013 年)1 月 1 日より「復興特別税」が課税されることになりました。

所得税全体を対象とし、「平成 25 年(2013 年)1 月 1 日から令和 19 年(2037 年)12 月 31 日までの 25 年間にわたり、所得税額に対して 2.1%を課す」というものです。

利子所得である貯金利息の所得税額についても下記のとおり平成 25 年(2013 年)1 月 1 日以降は復興特別税が課税されるため、貯金の各種お取引に関するポイントについても、同様の税率が適用されますのでご案内いたします。

記

1. 適用ポイント項目

- ①貯金残高平均残高ポイント
- ②定期貯金新規契約ポイント(件数・金額)
- ③定期積金新規契約ポイント(件数・金額)

2. 変更税率

| ポイント付与日 | 源泉徴収税率 | 内訳 |
|---|-----------------------------|--|
| 平成 24 年(2012 年)12 月 31 日まで | 20% (現行税率) | 国税(所得税)15%+地方税 5% |
| 平成 25 年(2013 年)1 月 1 日～ 令和 19 年(2037 年)12 月 31 日 | 20.315% (復興特別所得税 課税後) | 国税(所得税)15.315%(*1)+地方税 5% *復興特別所得税分 15%×2.1%=0.315% |

※通常、ポイント付与時に源泉されています。

※1月以降に付与されるポイントに適用されます。

平成24年12月27日

筑紫農業協同組合